

交通ルールを守って
つながる笑顔



(1)この会の目的

小学生の登校時における交通安全街頭活動や、家庭から児童への交通安全啓発を推進し、小学生が被害者となる交通事故の減少を目的とする。

(2)活動

- (1) 登校時に親の旗当番が小学生の登校状況を見守る。
- (2) 自転車教室
- (3) 市の大会に動員
- (4) たよりの発行
- (5) ストップマークの管理
- (6) 交通旗の管理



(3)この会の会則

(名称・事務局)

第1条 この会は、車尾地区交通安全えがおの会と称し、事務局を会長宅に置く。

(組織)

第2条 この会は、自治会単位えがおの会長（以下「会員」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 小学生の登校時における交通安全街頭活動や、家庭から児童への交通安全啓発を推進し、小学生が被害者となる交通事故の減少を目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 登校時に親の旗当番が小学生の登校状況を見守る
- (2) 自転車教室
- (3) 市の大会に参加
- (4) たよりの発行
- (5) ストップマークの管理
- (6) 交通旗の管理
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(役員の種類及び定数)

第5条 この会に次の役員を置く。

- ・会長 1名 ・副会長 1名 ・監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、会員の互選により選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会務および会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、その職務において役員たるものを除いて1年とする。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員、任期満了であっても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第9条 この会の会議は、総会とし、会長がこれを招集する。

2 総会は、年1回開催し、必要に応じ臨時に開催する。

3 総会においては、次の号に掲げる事項を議決する。

(1) この会の事業計画および事業報告に関する事

(2) この会の予算および決算に関する事

(3) 規約の制定、改廃に関する事

(4) その他会長が総会で議決すべきであると認めた事項

(顧問)

第10条 この会に顧問を置くことができ、会長が委嘱する。

2 顧問は、会務について意見を述べ、必要により助言をすることができる。

(会計)

第11条 この会に要する経費は、補助金その他の収入をもってあてる。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(附則)

1 この会則は平成17年4月1日から施行する。

2 この会則は平成25年5月31日一部改正施行する。